

枚宛是も一對明朝此方ニ而相調一所ニ明日爲持可遣心組也

〔江戸鹿子<sup>年中行事</sup>〕二月 廿七日を三月二日迄ひいな道具賣 中橋尾張町壹丁目拾間棚、桃町

四丁目、人形丁、此所ニ而賣也

〔江戸名所圖會一ノ二〕十軒店 本町と石町の間の大通をいふ、桃の佳節を待得ては、大裏難、裸人

形、手道具等の廊軒端を並べたり、<sup>略</sup>中其市の繁昌言語に述盡すべからず、實に太平の美とも云

んかし、<sup>其餘尾張町、淺草茅町、池の端仲町、麴町、駒込</sup>杯にも、雜市あれども、此所の市にはよかず、

〔東都歳事記二月〕廿五日 今日より三月二日迄、雜人形同調度の市立、<sup>街上に假屋を補理ひ、雜人</sup>形諸器物に至る迄、金玉を

鑢め造りて商ふ、是を求人、晝夜大路に滿て

り、中にも十軒店を繁花の第一とす、<sup>略</sup>中略

〔諸國年中行事大成二月上〕廿五日 雜市、今日より三月三日、女兒が飾弄ぶところの雜人形

紙びいな、あるは御殿、または手道具、這子人形の類ひを商ふ、京師は、四條五條の東、江戸は、中橋、尾

張町一丁目、十軒店、麴町四丁目、大坂は御堂前順慶町にあり、夜は燈燭を耀し、光影羅綺彩粉に映

じ、行人の目を奪ふ、こゝにつとひて來るあり、還るあり、手を拍あり、留るあり、萬福の輻輳ところ、

太平の美と謂んか、

〔天保渡御改正諸事留<sup>五</sup>〕天保十四卯年二月十八日

本石町貳丁目 同三丁目 同十軒店 尾張町壹丁目元地 同壹丁目新地 麴町五丁目

右町々例年二月廿一日を三月四日迄、雜市仕候ニ付、御法度之八寸已上之雜、并梨子地蒔繪、金銀

等相用ひ候道具類、紋所之外、一切賣買致間敷旨、被仰渡候、然ル處、道具類、花塗、眞鍮、鐵具に而、高價

にも無之候は、名主共心得に而、見免し置候、而も苦がる間敷哉、都而去三月同様、當年之義も商

爲仕可申哉、且又去十月中、總而商物正札に致置、符帳を相用候義は、致間敷旨、被仰渡御座候、得共